

各都道府県介護保険担当課（室）

各保険者介護保険担当課（室） 御中

← 厚生労働省 老健局 介護保険計画課ほか

## 介 護 保 険 最 新 情 報

### 今回の内容

東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震  
による被災者に係る利用料等の取扱いについて  
計1枚（本紙を除く）

Vol.183

平成23年3月23日

厚生労働省老健局介護保険計画課ほか

【 貴関係諸団体に速やかに送信いただきます  
ようよろしくお願いいたします。 】

連絡先 TEL : 03-5253-1111 (内線2164)  
FAX : 03-3503-2167

事 務 連 絡  
平成 23 年 3 月 23 日

各都道府県介護保険担当主管部（局） 御中

厚生労働省老健局介護保険計画課  
高齢者支援課  
振 興 課  
老人保健課

東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震による  
被災者に係る利用料等の取扱いについて

東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震による災害発生に関し、介護サービスに係る利用料等の支払いが困難な者の取扱いについては、これまで「3月11日に東北地方を中心として発生した地震並びに津波により被災した要介護者等への対応について」（平成23年3月11日付け厚生労働省老健局総務課ほか事務連絡）、「東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震による被災者に係る利用料等の取扱いについて」（平成23年3月17日付け厚生労働省老健局介護保険計画課ほか事務連絡）及び「東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震による被災者に係る利用料等の取扱いについて」（平成23年3月22日付け厚生労働省老健局介護保険計画課ほか事務連絡）により利用料の減免及び猶予についてお示しするとともに、保険者の判断により被保険者の利用料の免除を行うことについて、特段の配慮をお願いしているところです。

このたび、あらためて下記のとおり対象者の範囲を拡大することとしましたので、管内市町村、サービス事業所等に周知を図るようよろしく申し上げます。

記

- 1 原子力災害対策特別措置法による退避者について  
被保険者が、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第15条第3項の規定による、屋内への退避に係る内閣総理大臣の指示の対象地域であるため退避を行っている旨の申し立てを行った場合でも、同様に取り扱うものであること。  
ただし、5月までのうち当該指示が解除されるまでの間に限る。
- 2 サービス事業所等における介護報酬の請求について  
1に基づき猶予した場合は、利用料を含めて10割を審査支払機関等へ請求すること。  
なお、請求の具体的な手続きについては、追って連絡する予定であること。